

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について（豊浦町）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項（健全化判断比率）及び第22条第1項の規定（資金不足比率）の規定に基づき算定した比率については、次のとおりです。

記

1 健全化判断比率

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－（％）	15（％）	20（％）
連結実質赤字比率	－（％）	20（％）	30（％）
実質公債費比率	13.2（％）	25（％）	35（％）
将来負担比率	－（％）	350（％）	

※「－」は、算定結果が0％以下であることを示す。

2 資金不足比率

特別会計名	令和3年度	経営健全化基準
国民健康保険病院事業会計	－（％）	20（％）
簡易水道事業特別会計	－（％）	
公共下水道事業特別会計	－（％）	

※「－」は、算定結果が0％以下であることを示す。

【参考：用語解説】

<健全化判断比率>

- 実質赤字比率～ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
※実質赤字がないときは、算出されません。

- 連結実質赤字比率～ 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
※連結実質赤字がないときは、算出されません。

- 実質公債費比率～ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
(元利償還金等に係る地方交付税算入額を控除)

- 将来負担比率～ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
(元利償還金等に係る地方交付税算入額を控除)
※将来負担額に対して、充当可能財源が上回っているときは、算出されません。

<公営企業の経営健全化>

- 資金不足比率～ 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率
※資金不足がないときは、算出されません。

【標準財政規模とは・・・】

各地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標です。
(標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税)

健全化判断比率等に係る豊浦町の算定対象の会計・団体イメージ図

会計区分		豊浦町における会計・団体	健全化判断比率等の算定範囲				
地方公共団体	一般会計	豊浦町一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	特別会計	国民健康保険事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者保健事業特別会計 総合保健福祉施設事業特別会計					
	公営事業会計	簡易水道事業特別会計 公共下水道事業特別会計 国民健康保険病院事業会計		資金不足比率			
	公営企業会計						
	一部事務組合・広域連合	西胆振消防組合 西いぶり広域連合 北海道総合事務組合 北海道市町村備荒資金組合 北海道市町村退職手当組合 北海道町村議会議員公務災害補償等組合 北海道後期高齢者医療広域連合					
	地方公社・第三セクター等	(該当事業なし)					